

第118号議案

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年島根県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「及びその日」を「、同日」に、「職員の」を「昇給日(育児休業をした職員がその職務に復帰した日後における)」に改め、「定める日」の次に「をいう。以下この項において同じ。)」を加え、「いずれかの日」を「次の昇給日」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 育児休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議して、その者の号給を調整することができる。

(職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正)

第2条 職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年島根県条例第76号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第13条第1項第3号」を「第13条第1項第4号」に改める。

第10条中「及びその日」を「、同日」に、「職員の」を「昇給日(自己啓発等休業をした職員がその職務に復帰した日後における)」に改め、「定める日」の次に「をいう。以下この項において同じ。)」を加え、「いずれかの日」を「次の昇給日」に改め、同条に次の1項を加える。

2 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議して、その者の号給を調整することができる。

(職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正)

第3条 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年島根県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「及びその日」を「、同日」に、「職員の」を「昇給日（配偶者同行休業をした職員がその職務に復帰した日後における）」に改め、「定める日」の次に「をいう。以下この項において同じ。）」を加え、「いずれかの日」を「次の昇給日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。